

湖西市農業委員会議事録 (2 月)

招 集 年 月 日		令和 5 年 2 月 15 日 (水)							
招 集 の 場 所		防災センター 2 階							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	2 月 15 日(水) 午後 2 時 00 分				議長	内山 吉朗		
	閉 会	2 月 15 日(水) 午後 2 時 40 分				議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○			
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○			
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	▲			
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○			
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○			
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○			
	7	石田 浩章	○						
	8	高須 俊夫	▲						
会 議 録 署 名 委 員		5 番		疋田 晃久		10 番		山本 晴夫	
職務のため出席 した者の職氏名		次 長		吉田 善行		副主任		朝倉 麻貴	
会 議 に 付 し た 事 件		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 7 号 非農地証明願について 議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 4 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 5 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 6 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 7 号 非農地判断について 5 その他 6 閉 会							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							
備 考									

議 事 の 概 要

(令和 5 年 2 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

次 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 8 番高須俊夫委員、11 番石田学より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 12 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。お寒い中ご参集いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 2 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 5 番の正田晃久委員と 10 番の山本晴夫委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 3 件です。

申請番号 3 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 3 番及び図面の No. 1 です。申請地は、XXXXXXXXXX から XXXXXXXXXX に位置する農地で、今回譲

渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]
[]にお住まいの方で、4350 m²の農地を世帯で年間 150 日以上耕作しており常時従
事が認められます。権利取得後は、レモンを栽培する旨の耕作管理計画書が提出さ
れており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断い
たしました河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

2 月 9 日に藤下推進委員と現地調査に行ってきました。この申請地の両隣は農地
ですが、特に耕作されていなくて、ここの色付けされているところだけレモンの苗
木をということで、現状そこに植えるにあたっては問題ないかと思います。以上で
す。

事 務 局

申請番号 4 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 4 番及び図面
の No. 2 です。申請地は、[]から[]に位置す
る農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。
譲受人は[]にお住まいの方で、[]で 9455 m²の農地を年間 150 日以上耕作し
ており、常時従事が認められます。権利取得後は、みかんを栽培する旨の耕作管理
計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許
可相当と判断いたしました。河邊委員、説明をお願いします。

河邊委員

ここも 2 月 9 日に藤下推進委員と調査に行ってきました。現場に向かう間は、み
かん等がずっと作られている土地で、今回調査した土地は今は更地となっています
けども、そのままみかんを定植されるということで問題ないかと思います。以上で
す。

事 務 局

申請番号 5 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 5 番及び図面
の No. 3 です。区分地上権者は、[]に本社のある法人で、太陽光発電設
備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の設置にあたり、パネル部分の
区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[]
[]から[]に位置する農地です。審査をしたところ、農地法第 3 条第 2
項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5

条申請につきましては後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第5号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は4件です。

申請番号3番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号3番、図面はNo.4です。申請者は[]に本社を置き、太陽光発電システムの販売及び管理業を営む者で、太陽光パネルを設置するための申請に及んだものです。申請地は[]から[]のところに位置する農地で、宅地や山林等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。事業計画は、1523㎡の土地に太陽光パネル1枚あたり2.56㎡を361枚設置して発電し、発電能力は148.5kwで配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められること、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員 2月9日に藤下推進委員と調査に行ってきました。この地主の所有地の一角とい

うことで、西側と北側の道路は[REDACTED]の裏門というか南門に入っていくような道となっておりまして、それ以外地主の土地がそのまま残るといようなことで、特に問題ないかと思います。以上です。

事務局

申請番号4番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号4番、図面のNo.5です。この度、自己専用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、宅地等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、住宅1棟84.68㎡を建設することとなっており、全体の敷地に対して建蔽率22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水は合併処理浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

2月3日に佐原推進委員と現地を確認してまいりました。北側が駐車場となっております。西側が道路となっており、南側が畑です。東側は地図にあるとおり[REDACTED]となっておりまして、排水、日当たり、風通し等に関して特に問題ないと認められます。以上です。

事務局

申請番号5番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号5番、図面は戻りましてNo.3です。賃借人は、3条の申請番号5番と同じ法人です。この度、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請に及んだものです。申請地は、3条申請で説明したとおり[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置する農用地です。審査をしたところ、不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり500W、2.41㎡の太陽光パネルを216枚設置して発電し、発電能力は49.5kWで、申請地1539㎡のうち支柱部分0.36㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農計画は榊を10aあたり440株作付する予定となっており単収見込みが適当であること、雨水は自然浸透させることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、

資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員 この案件は、先月の定例会の時に審議した場所で、その畑に太陽光を設置するというので、松井推進委員と現地に行ってきました。図面のとおり、東側には既に営農型太陽光が設置されていて、西側と南側には道があって、その隣の畑は耕作されていません。その北側はハウスが建っていて、周りに営農に及ぼす影響はないかと思います。以上です。

事 務 局 申請番号6番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号6番、図面はNo.6です。申請者は土木建築業を営む方で、この度資材置場を設けるための申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、宅地等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は併用地を含め合計976㎡に資材置場を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。排水計画は、雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員補足説明をお願いします。

河邊委員 2月9日に藤下推進委員と調査に行ってきました。地図にありますように、東側、南側は道路で、西側は山林になっています。北側は宅地ということで、問題ないかと思います。以上です。

事 務 局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。
(質問がないか確認)

内山委員 私の方からいいですか。
湖西用水の受益ということですけども、これは営農型ですか。

事 務 局 営農型ではございません。

内山委員 協議が整っているということで、改良区からあがってきているということですよ
ね。

事 務 局 そうです。

内山委員 久しぶりに湖西用水の受益で営農型でないということでしたのでどうかなと思
いまして。■は圃場整備を行っていないので、水だけの受益なので他とは異なる
と思いますけども。協議が整っているということで結構でございます。

議長(会長) それでは他にはございませんか。

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします
す。全員の賛成によりまして、議案第 6 号につきましては、原案どおり承認するこ
ととします。

続きまして「議案第 7 号非農地証明願について」を議題といたします。事務局か
ら説明をお願いします。

事 務 局 非農地証明願につきまして、申請件数は 1 件です。

申請番号 2 番について説明します。議案書の 7 ページ、番号 1 番、図面の No. 6
をご覧ください。申請者は、■にお住まいの■さん外 7 名です。申請地は、
5 条の申請番号 6 番の隣で、■から■に位置します。現状
は山林で、非農地となった経緯は、耕作できずにいた為、山林となってしまったそ
うです。つきましては、非農地証明の基準である「その土地が森林の様相を呈して
いるなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非
農地証明書の交付が適当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員 2 月 9 日に藤下推進委員と調査に行ってきました。完全な山林ということで、農
地に復元は困難な場所だと思います。以上です。

事務局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

内山委員 私の方からいいですか。

これは、先ほどの5条、すぐ隣の所有者と同じですよ。

事務局 同じ所有者です。

内山委員 今回非農地証明で出ていますけど、こちらは何かお考えなのですかね。

事務局 証明取得後に何か動きがあることは考えられますが、非農地証明ですので、その後の利用方法については、承知しておりません。

山本委員 山林で動いた場合は県ですか。

事務局 森林法上の森林に指定されている場合は、市の方に形質変更の届出を出していただく必要があります。こちらの場所については、森林法上の森林には該当しないので、届け出は不要でそのまま整備ができます。

議長(会長) 他にご質問はございませんか。

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第7号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第8号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

議案書9ページについて、訂正がございましたので、差し替え用の別紙をご覧ください。

事務局

公告予定が2月20日の農用地利用集積計画について説明いたします。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が3筆あります。県の農業振興公社が合計4173㎡の農地を3組の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[]に本社を置く[]に配分を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第8号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書11ページをご覧ください。

報告事項第4号について、農地法第3条の3第1項の規定による届出が3件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書14ページをご覧ください。報告事項第5号について、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書16ページをご覧ください。報告事項第6号について、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が1件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、別紙で用意しております報告第7号、別添資料2、付属の地図をご覧ください。報告事項第7号について、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づいて非農地判断を行いました。農業委員会が毎年実施している利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない「再生利用が困難な農地」があった場合は、非農地判断を行うこととなって

おり、対象地については、所有者に非農地になった旨を通知するとともに、農地台帳の整理を行います。今回の内容については記載のとおりです。全て既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地として判断いたしました。

報告は以上です。

議長（会長） ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の定例会は、3月15日（水）午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

議長（会長） 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会2月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時間 午後2時40分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 疋田 晃久

委 員 山本 晴夫

